ガス小売供給約款新旧対照表

(下線部分が変更個所)

旧	新
ガス小売供給約款	ガス小売供給約款
2022 年 8 月 1 日実施	<u>2024 年 4 月 1 日</u> 実施
株式会社サイサン	株式会社サイサン
3用語の定義	3用語の定義
-熱量-	(削除)
(1)「熱量」	(1)熱量
(2)「標準熱量」	(2)標準熱量
(3)「最低熱量」	(3)最低熱量
一圧力一	(削除)
(4)「圧力」	(4) <u>圧力</u>
(5)「最高圧力」	(5)最高圧力
(6)「最低圧力」	(6)最低圧力
ーガス工作物ー	(削除)
(7)「ガス工作物」	(7)ガス工作物
-供給施設-	(削除)
(8)「供給施設」	(8)供給施設
-導管-	(削除)
(9)「本支管」	(9)本支管
(10)「供給管」	(10)供給管
(11)「内管」	(11) <u>内管</u>

(12)「ガス遮断装置」	(12)ガス遮断装置		
- 導管以外の供給施設-	(削除)		
(13)「整圧器」	(13)整圧器		
(14)「昇圧供給装置」			
(15)「ガスメーター」	(15)ガスメーター		
(16)「マイコンメーター」	(16)マイコンメーター		
(17)「ガス栓」	(17)ガス栓		
(18)「メーターガス栓」	(18)メーターガス栓		
- 消費機器-	(削除)		
(19)「消費機器」	(19)消費機器		
-その他の定義-	(削除)		
(20)「引込地点」	(20)引込地点		
(21)「ガス工事」	(21) <u>ガス工事</u>		
(22)「契約種別」	(22)契約種別		
(23)「附帯メニュー」	(23)附帯メニュー		
(24)「契約使用期間」	(24)契約使用期間		
(25)「消費税等相当額」	(25)消費稅等相当額		
(26)「消費税率」	(26)消費税率		
(27)「貿易統計」	(27)貿易統計		
(28)「平均原料価格算定期間」	(28)平均原料価格算定期間		
21 料金その他の支払方法	21 料金その他の支払方法		
(1)料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、お	(1)料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、お		
客さまが個人の場合は支払方法は原則としてイの方法とし、お客さまが法人の場合の支	客さまが個人の場合は支払方法は原則としてイの方法とし、お客さまが法人の場合の支		
払方法は原則として口の方法としますが、当社が特に認めた場合は、その他の方法としま	払方法は原則として口の方法としますが、当社が特に認めた場合は、その他の方法としま		
す。	す。		

ハ イまたは口の手続きが完了するまでは、料金は、以下の方法により. 支払期日までに		
ハ イまたは口の手続きが完了するまでは、料金は、以下の方法により、支払期日までに 支払っていただきます。		
図はりしいたときより。 (イ)新たにガスの使用を申し込まれたお客さま		
当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定し		
た様式によっていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌々月5日と		
いたします。		
(ロ)(イ)以外のお客さま		
<u>従前の支払い方法により支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した</u>		
場合は、(イ)の方法により支払っていただきます。		
(2)当社は、次のイまたは口に該当する場合には、各帳票の発行につき、別表 7(手数料		
等)(1)に定める帳票発行手数料を、イのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の		
翌月の料金の支払期日までに、ロのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の料		
金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、や		
むをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。		
イ お客さまが、(1)に該当し、書面による請求書(支払方法が、(1)イの場合は利用明細書		
をいいます。)の発行を希望され、当社が請求書(利用明細書)を発行した場合		
ロ お客さまが(1)ハ(4)の方法により支払われる場合		
(3)工事費等については、当社が一般ガス導管事業者から請求を受ける都度、当社が指定		
— した様式により当社が指定した金融機関を通じて払い込む方法により支払っていただき		
ます。この場合の払い込みにかかる手数料については、お客さまに負担していただきま		
す。		
(4)お客さまが料金を(1)イまたは口により支払われる場合および工事費等を(3)により支		
払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。		
ハ (1)ハおよび(3)により支払われる場合は、料金または工事費等がその金融機関等に払		
い込まれたとき。		

(4)料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5)当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(6)料金については、当社は、当社の特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときは、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

22 保証金

ロ 新たにガスを使用される場合等で、次のいずれかに該当するとき

①の供給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

②支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

27 供給の停止

イ 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合

ロ 当社との他のガス使用契約(すでに終了しているものを含みます。)の料金についてイの事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合

ハ 本約款等にもとづいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合

ニ 当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合

ホ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合

へ 43 (反社会的勢力の排除) の規定に違反した場合

ト その他本約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合

(5)料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(6)当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(4)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(7)料金については、当社は、当社の特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときは、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

22 保証金

ロ 新たにガスを使用される場合等で、次のいずれかに該当するとき

(1)他の供給契約 (既に終了しているものを含みます。) の料金を支払期日を経過してなお 支払われなかった場合

(中)支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

27 供給の停止

(1) 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合

(2) 当社との他のガス使用契約(すでに終了しているものを含みます。)の料金について

(1)の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合

 $\underline{(3)}$ 本約款等にもとづいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合

(4) 当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合

(5) ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合

(6) 43(反社会的勢力の排除)の規定に違反した場合

(7) その他本約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合

チ 財産状態が悪化したと認められる相当の理由がある場合

28 供給の制限等の解除

(1)27(供給の停止)の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、すみやかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

イ 27(供給の停止)イの規定により供給を停止したときは、支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合

ロ 27(供給の停止)ロの規定により供給を停止したときは、当社との他のガス使用契約(すでに終了しているものを含みます。)の料金でそれぞれの契約で定める支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合

ハ 27(供給の停止)ハからホ、トまたはチの規定により供給を停止したときは、その理由 となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ た場合

35 ガス工事

ーガス工事の施工者等ー

(1)当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給 を受ける場合のガス工事については、当社または当該一般ガス導管事業者に申し込んで いただき、当該一般ガス導管事業者が施工いたします。

ただし、当該一般ガス導管事業者が託送約款等で定める一定の工事は、当該一般ガス導管 事業者の承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。

-供給施設の所有区分-

(2)内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。 (3)お客さまのために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

(8) 財産状態が悪化したと認められる相当の理由がある場合

28 供給の制限等の解除

(1)27(供給の停止)の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、すみやかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

イ27(供給の停止)(1)の規定により供給を停止したときは、支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合

ロ27(供給の停止)(2)の規定により供給を停止したときは、当社との他のガス使用契約(すでに終了しているものを含みます。)の料金でそれぞれの契約で定める支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合

ハ27(供給の停止)(3)から(5)、(7)または(8)の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合

35 ガス工事

(1) ガス工事の施工者等

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合のガス工事については、当社または当該一般ガス導管事業者に申し込んでいただき、当該一般ガス導管事業者が施工いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者が託送約款等で定める一定の工事は、当該一般ガス導管事業者の承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。

(2)供給施設の所有区分

イ 内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

<u>ロ</u> お客さまのために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

- (4)お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所 有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (5)お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置は、お客さまの所有とし、お客さ まの負担で設置していただきます。
- (6)ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費|ホ ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費 は、お客さまに負担していただきます。

-修繕費の負担-

- (7)お客さま所有の供給施設の修繕費(修繕、改修、取替え等に要する費用をいいます。) はお客さまに負担していただき、当該一般ガス導管事業者の供給施設の修繕費は、当該一 般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。
- (8) その他ガス工事に関する事項は、託送約款等によります。

36 工事費等の支払いおよび精算

(1)当社が当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供 給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費 相当額等の請求を受けた場合は、お客さまは、その金額を、当社が定める日までに、21 (料金その他の支払方法)(2)に定めるところにより当社に支払うものといたします。

附則

本約款の実施期日

別表

本約款の適用地域

	一般ガス導管事業者	供給区域等	
1 東彩ガス株式会社 本社エリア、蓮田エリ		本社エリア、蓮田エリア	
2	東日本ガス株式会社	我孫子地区、取手地区	
3	北日本ガス株式会社	_	
4	日本瓦斯株式会社	蓮田・白岡地区	

- ハ お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所 有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- ニ お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置は、お客さまの所有とし、お客さ まの負担で設置していただきます。
- は、お客さまに負担していただきます。

(3)修繕費の負担

- イ お客さま所有の供給施設の修繕費(修繕、改修、取替え等に要する費用をいいます。) はお客さまに負担していただき、当該一般ガス導管事業者の供給施設の修繕費は、当該一 般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。
- ロ その他ガス工事に関する事項は、託送約款等によります。

36 工事費等の支払いおよび精算

(1)当社が当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供 給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費 相当額等の請求を受けた場合は、お客さまは、その金額を、当社が定める日までに、21(料 金その他の支払方法)(3)に定めるところにより当社に支払うものといたします。

附則

1本約款の実施期日

別表

1 本約款の適用地域

	一般ガス導管事業者	供給区域等	
1 株式会社エナジー宇宙 越谷・春日部エリア、蓮田南		越谷・春日部エリア、蓮田南エリア	
2	株式会社エナジー宇宙	我孫子エリア、取手エリア	
3	株式会社エナジー宇宙	小山エリア、鹿沼エリア	
4	株式会社エナジー宇宙	蓮田北・白岡エリア	

5	日本瓦斯株式会社	我孫子地区	5	株式会社エナジー宇宙	新木野・布佐エリア
6	日本瓦斯株式会社	富里・成田地区	6	株式会社エナジー宇宙	冨里・成田 <u>エリア</u>